

平成18年度第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

日 時	平成19年3月26日(月) 午前10時~11時
場 所	練馬区役所本庁舎7階 災害対策本部室
出席委員数	42名 (欠席委員数9名)
傍聴者数	0名
事務局(安全・安心担当課長)	<p>皆様、本日はご多忙の中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。只今から、平成18年度第2回安全・安心協議会を開催させていただきます。協議会の開会に先立ちまして、練馬区長志村豊志郎からご挨拶を申し上げます。</p>
志村区長	<p>皆様おはようございます。本日はご多忙の中、ご参集いただきまして、誠に有難うございます。</p> <p>私からの本協議会への諮問に対し、2年に渡ってご検討をいただき、その答申を本日決定される見込みと聞きまして、改めまして委員の皆様へ感謝申し上げます。地域のことは地域で守り、区がその支援を行うという私の考えにご賛同いただいたうえで、会長・副会長を中心に、大変活発なご議論をいただいたと聞きまして、大変喜んでおります。</p> <p>地域における連携体制の構築は、長い時間を要しても、達成しなければならない区政全般に通じる課題と認識しております。区の来年度予算においても、区民の安全・安心を幅広く、かつ最重要事項と考え、耐震改修やアスベスト対策、新たな防犯・防火システムの研究等を前面に打ち出しました。今後も、皆様それぞれの職や地域におかれまして、ご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。</p>
事務局(安全・安心担当課長)	<p>次に協議会の新委員をご紹介します。前回の協議会から今回までの間に、委員の変更が一部ありました。変更後の委員名簿は資料1となりますので、ご参照ください。</p> <p>新委員の方の役職・お名前をご紹介します。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上で、新委員の紹介・委嘱状の交付を終わらせていただきます。次に審議事項に入ります。以降の進行は、会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>会長の内田でございます。それでは審議事項に入ります。平成17年度第1回協議会で区長から諮問を受けました「防犯・防火にかかる地域連携体制の構築にあたっての区の役割について」ですが、本日はその答申内容について決定させていただきたいと考えております。</p> <p>諮問事項について、これまでの検討経過と答申の案文につきまして、事務局に用意させております。事務局から説明させますので、ご意見を頂戴したいと考えております。</p>
事務局(安全・安心担当課長)	<p>「諮問事項の検討経過および答申案の内容について」の説明・・・資料2 「諮問事項に対する答申案について」の説明・・・資料3</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問あるいは答申案文への修正意見等がありましたら、ご発言ください。</p>

平成18年度第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

委員	諮問事項の検討経緯とありますが、公募委員連絡会については記載しないのですか。公式な会議なのですから、我々が検討してきた足跡として、はっきりと示した方がいいのではないのでしょうか。
事務局(安全・安心担当課長)	答申案において、公募委員連絡会について経緯としては触れていませんが、名簿には公募委員のお名前を記載させていただいております。公募委員連絡会についても経緯として記載することが対外的に相応しいかどうかは、今後検討させていただきたいと思えます。
委員	答申を上げるわけですから、今後ということではなく、公募委員連絡会の経緯の記載について前向きにお願いしたいと思います。
事務局(安全・安心担当課長)	公募委員連絡会の記載については、協議会での検討経緯とは分けた形になるとは思いますが、検討させていただきたいと思えます。
委員	答申案の3ページの上から8行目の「聞きました」や、同じく下から15行目の「聞きました」という表現は気になります。例えば、上から8行目については「啓発に努めている実態があります」といった表現にした方がいいと思えます。
会長	表現については、検討させていただきたいと思えます。 他にご意見がないようでしたら、この答申案を元に、本日いただいた内容も踏まえて若干の修正をさせていただき、後日、練馬区長に対し答申させていただきます。なお、正式な答申文につきましては、後日各委員の皆様のもとに、事務局から郵送させていただきます。これで、審議事項を終了いたします。 次に、報告事項に入ります。事務局で進行をお願いいたします。
事務局(安全・安心担当課長)	報告事項は、5件ご用意させていただいております。事務局から一括して説明いたします。 (報告事項の説明) 以上が報告事項です。ご意見・ご質問はありますか。
委員	今後、住宅用火災警報器は全ての居室につけることになるのでしょうか。
事務局(安全・安心担当課長)	東京都火災予防条例では、平成22年度から、全ての居室・階段に火災警報器の設置が義務づけられます。今回区が行う事業では、ひとり暮らし高齢者等に1台を無料で設置させていただきますが、その他の部屋については、各々の皆様でご検討いただくというものです。
委員	義務化ということは、各家に調べに来るのですか。火災警報器が付いていなければ、罰則があるのですか。
事務局(安全・安心担当課長)	義務化はされますが、罰則はありません。義務の件については、区や消防署から区民の皆様にご周知させていただきますが、今のところ、立ち入り検査等の予定はないと聞いています。今後、義務化に向けて、消防署とも相談しながら、より確実な方法を検討してまいります。

委員

広報等のような「書いたもの」で周知されるのだと思いますが、例えそれが目に触れても、読んでいない、意識していないというのが普通ではないでしょうか。

事務局(安全・安心担当課長)

周知に際しては、もちろん区報やホームページ等の一般的な方法は取らせていただきますが、それ以外でも、区民の皆様全てにより確実に知っていただける方法について、消防署と相談しながら、区として努めさせていただきますと思います。
他にはございますか。

委員

資料4の中で、地域防犯・防火活動に対する支援の項目について、私共のようなボランティア団体は全く該当しません。ボランティア団体はどこからも支援がないので、費用は自前です。今後、防犯活動を盛り上げていくためには、自発的なボランティア活動に対して何らかの支援・援助が必要だと思えます。今後、ご一考をお願いします。

事務局(安全・安心担当課長)

地域防犯・防火活動実施団体に対しては、ご登録をいただければパトロール用品の支給や傷害保険の加入、パトロールカーの貸出がご利用いただけます。ご支援の内容につきましては、今後も検討させていただきます。
他にはいかがでしょうか。

(意見なし)

会長

長時間に渡って、ご審議いただき、有難うございました。
このたび、各警察署生活安全課長が変わられました。お一人ずつ、ご挨拶をいただきたいと思えます。

(各警察署生活安全課長 自己紹介)

会長

有難うございました。安全・安心に関して何かご不審の点がありましたら、気がついたらすぐに110番・119番にご連絡いただきたいと思えます。
それでは最後に、田中副会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

副会長

本日は、大変お忙しい中、各委員の皆様にご出席いただきまして、安全・安心協議会の協議事項が終了いたしました。10万人の目警戒運動という素晴らしい名の元に、警察署や防犯協会、消防署と力を合わせて、安全・安心まちづくりに邁進しています。犯罪も20%前後減っています。これも皆様方の温かく、素晴らしい、街を愛する結果ではないかと思えます。「守ろうよ、私の好きな街だから」を合言葉に、これからも皆様方と力を合わせて、練馬区から一つでも犯罪がなくなり、事故が無く、明るい安全な街にしていきたいと思えます。

本日の皆様方からのご意見等も心に留めまして、区と共に邁進していく所存です。これからも、皆様方のご協力を心よりお願い申し上げまして、皆様のご多幸を祈念申し上げ、閉会させていただきます。本日は有難うございました。

会長

これで本日の協議会を終了いたします。有難うございました。